

# 皆さんの投票所はこちらです

投票所を間違えないようご注意ください。

## 投票所一覧表

※第5、第8投票所の名称を変更していますが、使用する建物と場所は今までと同じです。

投票区	投票所	区 域
第1	勤労青少年ホーム	上町・立町・高野瀬
第2	ふれあい交流センター	袈裟尾・玉祥寺・遊蛇口・稗方・堀切
第3	菊池市役所庁舎	中町・下町・切明・立石・迎町・中央通・横町・正院町・栄町・北原大琳寺・北宮
第4	文化会館小ホール	西正観寺・東正観寺・片角・巨・築地
第5	河原体育館	神鶴・菊池松島・日向・柿木平・中原・藤田・下木庭・上木庭
第6	水源支館	菊池佐野・鍋倉・原細永・日生野・伊牟田・滝黒仁田・木佐木・下組塚原・長六・岩平
第7	水迫里山の家	戸城・永山・伊野・杉生・木護・柏・鉾の甲・生味・古川・立門
第8	龍門体育館	寺小野・染土・長野・龍門1・雪野・小木・中山・鳳来・穴川
第9	迫間支館	西迫間・七坪・市野瀬・中野瀬・太田・東迫間・戸豊水・大柿菊池平野・茂藤里・篠倉・伊倉・道園・金峰
第10	西部市民センター	深川・上長田・野間口・神来・上西寺・中西寺・辻・下西寺・南古閑北古閑・東原
第11	花房小学校体育館	村田・下長田・大塚・上出田・下出田・植古閑・広瀬・木柑子花房台
第12	戸崎支館	今・甲森北・乙森北・上古閑・下赤星・上赤星
第13	七城老人福祉センター	山崎・上水次・下水次・岡田・流川・辺田・台・瀬戸口・居屋敷の里
第14	七城公民館	荒牧・高田・五海・西郷・西郷従業員住宅・砂田西団地・羽根木蟹穴・戸田島・七城田中・本村・加恵
第15	七城体育館	甲佐町・新古閑・清水・宮園・菰入・間所・雇用促進住宅・岩瀬前川
第16	リバーサイドパーク	板井・梶迫・林原・元村・新村・打越・内島・小野崎・大尺七城松島・上橋田・下橋田
第17	岩本公民館	小川・姫井・九の峰・楠原・岩本・岩本住宅・伊萩
第18	高柳集落センター	北桜ヶ水・南桜ヶ水・平・高柳・湯舟・小原
第19	旭志小学校体育館	妻越・津留・新明団地・高永・伊坂・大迫・特養あさひが丘荘伊坂住宅
第20	川辺コミュニティセンター	片川瀬・尾足・川上・川下・出分・川辺南・あさひが丘
第21	泗水総合支所	薬師・上高江・福本一・福本二・泗水社・田吹・福本団地・東原団地村吉・富・富出分・泗水田中・竹の下・迫田団地・堂迫団地北原団地・久米一・久米二・三万田
第22	泗水東小学校体育館	永・永出分・富納・泗水苑・飛熊・上住吉・南住吉・北住吉・南山手
第23	泗水西小学校体育館	田島一・田島二・猪の目・岡・泗水平野・井戸方・泗水佐野・糠泉辰頭東団地・辰頭西団地・サニーサイド・田島団地・高江・高江出分
第24	泗水B & G 海洋センター体育館	老人ホーム・富の原中央・富の原台・富の原東・ミライアル第1寮菊池園・富の原北・菊農高寮・富の原一・富の原西・朝日団地
第25	泗水第2体育館	桜山一・桜山二・桜山三・桜山四・桜山五・桜山六・桜山七・桜山八桜山九・永南

日本の未来をあなたの手で

## 第23回

# 参議院議員通常選挙

投票日 **7月21日(日)**  
午前7時～午後7時  
公示日 **7月4日(木)**

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎ 0968 (25) 7201

### 投票日投票

#### 投票できる人

7月3日調製の菊池市選挙人名簿に登録されている人。ただし、公民権停止者は登録されていても投票はできません。

#### 選挙人名簿登録のための資格要件

- ▼平成5年7月22日までに生まれた人。
- ▼4月3日までに本市に住民票が作成された人。
- ▼7月3日現在で欠格事項（公職選挙法第11条、252条および政治資金規正法第28条）に該当しないこと。

#### 投票所入場券

投票所の入場券は、公示日以降に各有権者へ郵送します。投票の際に該当する投票所へお持ちください。

### 期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事、行事やレジャーなどで直接投票所に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます。期日前投票または不在者投票をする人は、入場券のはがきを開くと「期日前投票又

### 不在者投票の宣誓書・請求書

が印刷されていますので、必要事項を記入して、期日前投票または不在者投票をしてください。

#### 投票期間

7月5日(金)～20日(土)  
午前8時30分～午後8時

#### 投票場所

- ▼菊池市役所庁舎1階小会議室
- ▼七城総合支所1階図書監査室
- ▼旭志総合支所1階ロビー
- ▼泗水総合支所1階ロビー

#### 対象者

- ▼期日前投票 菊池市選挙人名簿に登録され、本市で投票する人。
- ▼不在者投票 他の市町村で投票する人。病院や老人ホームなどで投票する人。
- 郵便投票ができる人
- 身体に重度の障がいがある人。
- 要介護者で要介護状態区分が「要介護5」の状態の人。

### その他

- ※選挙公報は、区長を通じて各戸へ配布します（7月12日頃）。
- ※郵送する入場券に記載されている投票所で投票してください。
- ※当日は、開票速報をホームページに掲載する予定です。